

別記様式（第5条関係）

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 番 号	熊本県公安委員会 第930862号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	にれのき運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	熊本県熊本市北区
処 分 年 月 日		令和6年5月23日
処 分 内 容		認定の取消し
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条第2号に規定する欠格要件に該当するため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第2号
処分を行った公安委員会		熊本県公安委員会

注1 処分内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

2 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。